

各団体の取組（案）

1 製造事業者団体

(1) 全日本ブラシ工業協同組合

① 歯ブラシの安全対策に関するこれまでの取組

○商品の安全対策に関するもの

JIS 規格の 3. 品質：(3) に「保健衛生上有害でなく、歯肉を傷つけるおそれがないこと。」の項目があり、これに基づいた品質管理を行っている。

ISO においては、柄の耐疲労試験の項目はあるが、歯ブラシの安全対策の項目は無いのが実情である。

組合独自の取組では、独自の品質推奨マーク制度を設け、製造事業者に対して品質の向上を促すとともに、消費者にとって品質保証の目安としている。また、JIS に規定されていない歯間ブラシについて組合自主規格を 1999 年に制定し、これは国際規格 (ISO 16409) にも採用された。

組合として歯ブラシ及び関連製品の品質向上に積極的に取組んでいる。

② 歯ブラシの安全対策に関する今後の取組

この協議会に出席することにより、現状の歯ブラシの安全対策の必要性の把握を行い、今後の歯ブラシ業界としてどのように取り組むかを検討する段階である。

アンケート結果や実験結果についての協議を踏まえて検討を進める。

(2) 全日本ブラシ工業協同組合（サンスター株式会社）

① 歯ブラシの安全対策に関するこれまでの取組

○商品の安全対策に関するもの

- ・ヘッド：噛んでも毛が抜けにくい、割れにくい、設計を採用。
- ・フィラメント：歯やハグキを傷つけにくいような毛先加工。
- ・ハンドル：たとえ子供が誤って振り回したり投げたりして衝撃がかかっても折れにくい素材の採用を考慮。
- ・サイズ：人間工学（人体計測データ）に基づき成長に合わせて設計。
- ・対象年齢から様々な使用シーンを考慮して、ハンドルの折れや毛が抜ける等の基準が、大人の歯ブラシの規格よりも厳しくなるような運用（自社基準のベースは ISO 規格や家庭用品品質表示法など）を実施。
- ・子供用の歯ブラシの構造・デザインは、人間生活工学（人体計測データ＋生活習慣など）、誤飲チェッカー（指あて部が使用時、口腔外にあれば喉をつかない設計）、食品衛生法によるプラスチック容器包装の衛生規格に基づき決定。
- ・衝撃試験（ある一定の強い力がかかったときに、折れないことを確認）、ハンドル疲労試験（繰り返し力がかかっても、折れないことを確認）の安全対策の基準を設定。

○消費者の安全意識の向上に関するもの

- ・子供用歯ブラシのパッケージには、事故防止の観点から次の注意表示を記載している。
「ハブラシを強くかむと毛が抜けたり折れることがあります。」
「ハブラシを口に入れたまま遊んだり走ったりしないようにご指導ください。」
上記に加えて、仕上げみがき用歯ブラシには
「保護者の方へ お子様のお口の健康を将来にわたって維持するには、今が一番大切な時期です。仕上げ磨きをしてお子さまを守ってあげてください。」

○事故情報の収集に関すること

- ・市販品：パッケージにフリーダイヤル、HP の URL を記載。
お客様相談の専門スタッフによるサポート。
- ・歯科医院向け品：歯科営業による収集。

② 歯ブラシの安全対策に関する今後の取組

○商品の安全対策に関するもの

商品の安全対策と刷掃性（口内のプラークを除去し、むし歯などを予防する）はトレードオフの関係にあり、両立させることは難しい、と考えている。また、ほとんどの事故が保護者の方が目を離した時に発生していることから絶対に安全な商品を製造販売することは難しい、と考えられる。しかしながら、まずは、安全性を高めるために、どのような安全対策がとれるか、の検討を行いたい。

そのうえで、主に安全対策を重視した商品、もしくは、従来通り刷掃性を重視した商品と、それぞれ役割を明確にした商品を消費者に提供できるように、商品のラインナップを工夫していきたい。

○消費者の安全意識の向上に関するもの

現在はパッケージの裏面での啓蒙が中心だが、今後はパッケージ以外のツール（例えば、ホームページや自治体の実施している、1歳半健診や3歳健診など）も活用し、事故発生防止に向け、より効率的な情報提供や啓蒙活動を行うよう検討したい。

○事故情報の収集に関すること

現状の方法と同じで問題ない、と判断しているが、お客様相談室での対応時に今まで以上に感度を高め、適切に事故に関する情報収集を行う。

(3) 全日本ブラシ工業協同組合（ライオン株式会社）

① 歯ブラシの安全対策に関するこれまでの取組

○商品の安全対策に関するもの

- ・子どもが発達する過程では、運動機能は不完全であり、大人の想像を超えた探索や衝動的行動を起こす事が考えられるため、通常の成人用製品以上の安全配慮が求められていることを十分に認識しており、発育段階別に安全に配慮した製品の開発提供を行っている。
- ・製品開発においては、通常使用、誤使用、異常使用にわたる使用場面を想定し、安全配慮に注力するとともに製品への注意表記を明記し、正しく安全に使用していただけるよう留意している。
- ・子供の発育ステージに合わせて、適切な製品を選択できる品揃えを実施している。
- ・ヘッドは、口蓋への安全性を考慮した形状（タマゴ型など）を付与、ハンドルは子供の運動機能に応じた握りやすい形状を採用
- ・品質設計にあたっては①JIS 基準 ②ISO 基準に基づく「植毛強度」に加え、ハンドルの「耐熱性」「ネック強度」等の評価を実施
- ・子供用の歯ブラシの設計にあたっては、被使用者の口腔サイズ、歯のサイズなどを鑑み、ヘッドの大きさや植毛の形状について設定している。
- ・使用者（保護者の仕上げ、子供の自発的ブラッシング）のみがきやすさと安全性を考慮し、柄の長さ、材質について使い分けている。

○消費者の安全意識の向上に関するもの

- ・消費者が安全に製品を使用するためあらゆる機会に啓発活動を実施している。
- ・安全な歯みがきのために①歯科医師の指導②指導に基づく保護者の見守り（しつけ）が重要（必要）と考え、製品にはこの旨の表示を徹底している。

○事故情報の収集に関すること

- ・顧客からの意見、指摘は全て専門部署（お客様センター）で一元的に収集・管理している。品質保証に携わる全ての部署がその情報を共有するとともに、当社のマネジメントシステムに定める手順に従い対応する。
- ・事故情報に関しては、経営に至る判断・報告・対応手順を定めた規定に則り対応する。

② 歯ブラシの安全対策に関する今後の取組

○商品の安全対策に関するもの

- ・発育段階別に安全に配慮した製品開発及び提供を行い、保護者が適切に選択できるような品揃えを検討していく。
- ・正しく安全に使用していただけるよう、製品への注意表記は、より判りやすく明記していく。
- ・安全な歯みがきのために ①歯科医師の指導 ②指導に基づく保護者の見守り（しつけ）が重要である旨の表示を継続して徹底していく。

○消費者の安全意識の向上に関するもの

- ・現在行っている啓発活動を継続する中で、事故の可能性についての情報も提供し、保護者の安全知識の向上とともに、「親の見守り」の重要性の伝達を強化する。
- ・小児歯科としては、1歳半検診をひとつのチャンスとして、当社は啓発活動を継続実施する。

2 流通販売事業者団体

(1) 日本チェーンドラッグストア協会

① 歯ブラシの安全対策に関するこれまでの取組

○歯ブラシの安全対策に関するもの

団体としての取組はありません

○歯ブラシに限らず、子供の事故防止に向けた啓発・安全対策の取組

事故防止の情報が届き次第、会員へ事務連絡のメール配信や会報誌への掲載で周知し、子供の事故防止に向けた取組について協力を呼びかけている。(医薬品の誤飲、ボタン電池など)

② 歯ブラシの安全対策に関する今後の取組

資料4（別紙）に会員企業の取組の一例を示す

3 消費者団体・子育て支援団体

(1) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

① 歯ブラシの安全対策に関するこれまでの取組

○歯ブラシの安全対策に関するもの

歯ブラシの安全対策に限定した取組はない。

○歯ブラシに限らず、子供の事故防止に向けた啓発・安全対策の取組

消費者団体として、事業者と消費者のリスクコミュニケーションの場を設定することが必要だと考え、試行錯誤しながら取り組んでいる。

- ・「誤飲事故防止」啓発の冊子を発行
- ・消費者団体として先進的な取組をしている。例えば、「標準化を考える会」では以下の取組をしている。
 - ・保育の現場で子供服について聞き取り調査を実施し、その実態を踏まえ働きかけた結果、子供服のJIS化につながった。また、文化服装学院と連携し、これから服を作っていく人たちに向けて子供服の安全性について普及活動を行うなど、消費者のみならず、作る側への啓発も積極的に行った。
 - ・ブラインドのひもについて、海外の事例を把握し、生活の中の危険性を細かく分析するなど、安全対策を提案し、JIS化の動きにつなげた。
 - ・現在は、危険を知らせる音のデザインなどに取り組んでいる。

② 歯ブラシの安全対策に関する今後の取組

- ・東京都が作成する事故防止啓発リーフレット等を会員に配布し周知する。
さらに、各会員が関わりのある子育てサロンや幼稚園、保育所など、現場の人たちに情報発信する。

(2) 全国消費生活相談員協会

① 歯ブラシの安全対策に係るこれまでの取組

○歯ブラシの安全対策に関するもの

歯ブラシの安全対策に限定した取組はない。

○歯ブラシに限らず、子供の事故防止に向けた啓発・安全対策の取組

本部から、全国の7支部に対し啓発資料を配付している。各支部では、本部が配付する啓発資料を活用し、出前講座を実施している。

例えば、子供の親を対象とした出前講座では、家の中の危険について具体例を示し注意啓発している。

② 歯ブラシの安全対策に関する今後の取組

- ・東京都が作成する事故防止啓発リーフレット等を、各支部宛てに本部からのお知らせと共に送り、講座等で周知を図る。
- ・消費者に発信する事が出来る各相談員、講座の講師をする会員に周知することが重要である。各支部内では、リーフレットの電子ファイルやウェブサイトのリンク掲載などにより周知を図り、その情報から各会員が消費者に対し普及啓発を行う。

(3) 子育てひろば全国連絡協議会

① 歯ブラシの安全対策に係るこれまでの取組

○歯ブラシの安全対策に関するもの

子育てひろばに集まる保護者を対象に、子供の事故防止について話す機会を設けている。以前には歯科衛生士を呼んで話してもらったことがある。

○歯ブラシに限らず、子供の事故防止に向けた啓発・安全対策の取組

子育てひろばに集まった保護者に対し子育ての話の中で事故防止について普及啓発を行っている。

子育てひろば全国連絡協議会や都が主催する子育てひろばの拠点で活動する人たちを対象とした研修で情報提供をしている。

② 歯ブラシの安全対策に関する今後の取組

- ・地域の子育て世代向けのフリーペーパーに子供用の歯ブラシについての特集を働きかけることを検討している。
- ・子育てひろば主催の研修で事故防止に向けた情報提供ができる。
- ・メーカーや医療機関と連携して、実際の商品を使ってワークショップを行うなど、具体的な取組が必要と考える。